

## 公共汚水ます(公ます)設置の費用負担条件

公共汚水ます設置は、「小平市公共汚水ます設置要綱」により自費工事で設置することが原則です。

ただし、以下の条件の場合は公費公ます設置申請書を提出していただき、公費による設置が適正であるか市が審査を行い、「公ます設置決定（保留）通知書」にて公費の可否を回答します。

また、公費による設置が決定した場合、公ます設置費用を市が負担しますが、工事着手までに3カ月程度の期間がかかりますのでご了承下さい。

### (1)「公費」による設置となる場合

申請者が平成14年3月31日時点の土地所有者（土地登記簿に登記されているものに限る）又は当該所有者の相続人で、その土地に既設の公ますが設置されてなく、その土地に排水設備が必要となり設置する場合。

#### 《説明》

公費による公ますの設置は、上記でいう所有者又は相続人が所有権を有する建築物の土地に設置するものとし、土地売買を目的とする場合は対象外であり設置後に所有権の移転が見込まれる申請は自費工事となります。

### (2)「自費」による設置となる場合

- ① 当該土地に既に公ますが設置してある場合。
- ② 既に公ますが設置してある土地を分筆したことによって、公ますが無くなり新たに公ますを設置する場合。
- ③ 当該土地の分譲を目的として公ますを設置する場合。
- ④ 小平市開発事業における手続き及び基準等に関する条例、小平市道路位置指定指導要領に定める事業に関して設置する場合。
- ⑤ 平成14年4月1日以後に、土地登記簿に登記した当該土地の所有者（相続人を除く）がその土地に排水設備が必要となり設置する場合。
- ⑥ 地下室（半地下を含む）、地下駐車場等において排水設備が必要となり設置する場合。
- ⑦ 公ますを長期にわたり使用することを目的としないときに設置する場合。

問合せ 小平市環境部下水道課設備維持担当  
電話 042-346-9560